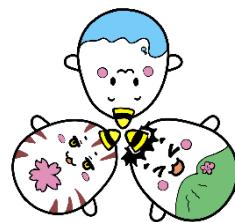


鬼石連携型小中一貫校

いじめ防止基本方針

～鬼石中校区ではいじめを絶対にさせません～



令和6年4月～(継続使用版)

藤岡市立鬼石中学校
藤岡市立鬼石北小学校
藤岡市立鬼石小学校

I. いじめ防止等の対策の基本的な考え方

※「いじめ防止等」とは「いじめの未然防止」、「いじめの早期発見」及び「いじめへの対応」をいう。

1. いじめについての基本的認識

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめ防止に関する鬼石連携型小中一貫校の基本的な考え方

「いじめ防止対策推進法」「群馬県いじめ防止基本方針」「藤岡市いじめ防止基本方針」に基づくとともに、藤岡市いじめ撲滅宣言「いじめをしない、させない、許さない」の指導方針を踏まえ、いじめに対する基本的な認識を以下のとおりとし、全教職員が共有する。また、全教育活動を通じていじめのない温かい人間関係づくりを推進していく。

- ・いじめか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行う。
- ・いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。
- ・いじめは、人間として絶対に許されない卑怯な行為であり、重大な人権侵害であるとともに、時としては、犯罪行為である。
- ・いじめの根絶は、学校、家庭、地域、関係する機関等が協力し、大人たちが「いじめのない社会をつくる」という認識の共有が不可欠である。

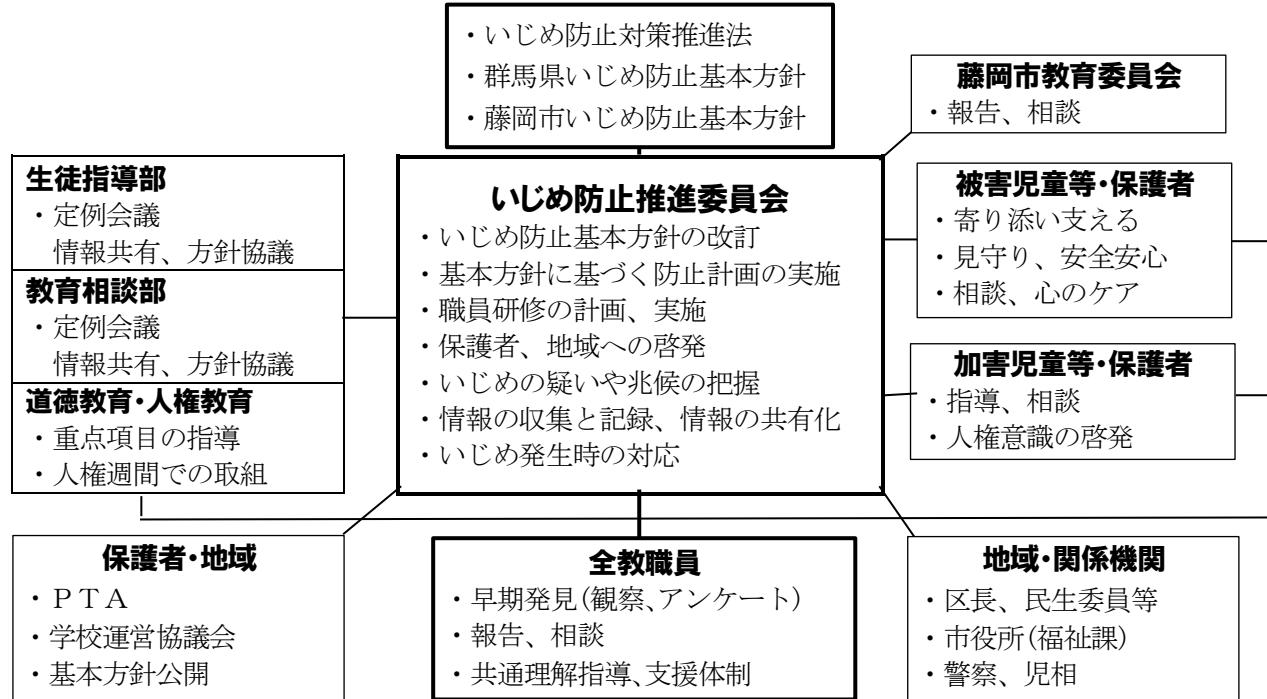
2. いじめ防止のための校内組織

(1) いじめ防止の対策のための組織「いじめ防止推進委員会」

構成員	役割
校長・教頭	<ul style="list-style-type: none">・学校の基本方針を提示し、組織が機能するようなリーダーシップを發揮・「いじめを絶対に許さない」という学校風土の醸成・通信やWebページ等を活用した情報発信・児童生徒への人権講話の実施
教務主任	<ul style="list-style-type: none">・生徒指導の機能を生かした授業づくりの推進など、教育課程の質的な管理
いじめ対策推進教員	<ul style="list-style-type: none">・いじめ防止対策の取り組みの計画・提案と推進
生徒指導主任 生徒指導主事	<ul style="list-style-type: none">・いじめの問題について校内研修や職員会議の場で積極的に取り上げ、教職員間で共通理解・いじめ問題に関する情報収集と記録・関係諸機関との連絡・調整・児童生徒指導部会の実施
教育相談主任	<ul style="list-style-type: none">・教育相談実施状況報告・気になる児童生徒への対応の提案・スクールカウンセラー(以後、SCと表記)との面談計画の提案、調整
養護教諭	<ul style="list-style-type: none">・保健室における相談状況等報告・保健室の活用についての提案
学級担任	<ul style="list-style-type: none">・いじめに関するアンケートの集約・学年の状況報告・いじめ防止活動についての学年の取組を提案、報告
スクールカウンセラー	<ul style="list-style-type: none">・加害・被害児童生徒や保護者への対応、学校の相談態勢へのアセスメント

※学校運営協議会、校医、SC、民生児童委員、人権擁護委員等、実態に応じて構成員を追加する。

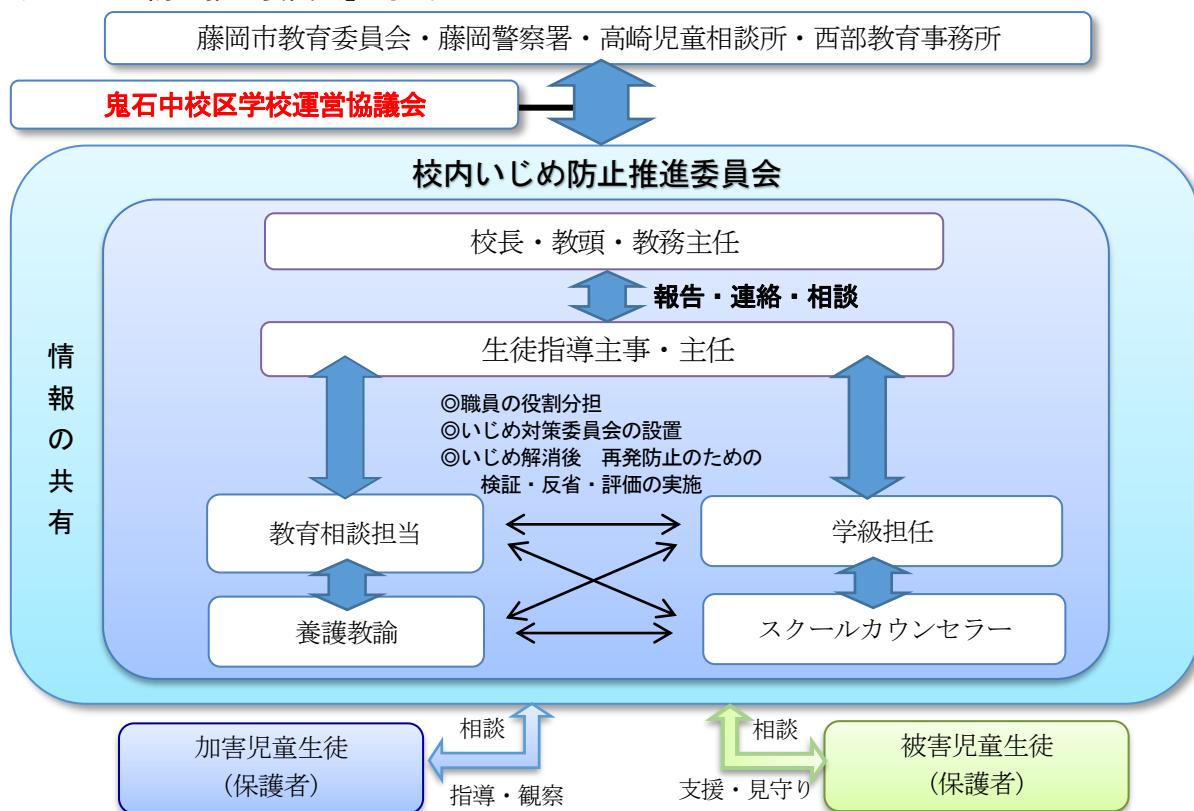
「いじめ防止推進委員会」組織図



(2) 組織の主な役割

- ・いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・いじめ相談・通報の窓口になり、家庭・地域への周知を図る。
- ・いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動に係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・いじめの疑いの情報があった時には緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への聞き取り、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
- ※本人がいじめを否定したり、周囲がいじめと認識していなかったりする場合も、いじめにつながる行為に対しては適切に対応する。

(3) 「いじめ防止推進委員会」対応図



II. いじめ防止等のための取組について

1. いじめの未然防止に関すること

「いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなり得る」という事実を踏まえ、児童生徒の尊厳が守られ、児童生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組む必要がある。

そのために、**安心・安全な学校づくり**、**居場所づくり**、**絆づくり**、**学校風土の醸成**に関する具体的な取組を学校基本方針に明確に示し、よりよい人間関係を築くことができる望ましい集団を育成していく。

(1) すべての児童生徒が、安心して生活できる安全な学校づくり

◎よりよい人間関係を築く力と自主的・実践的な態度の育成

◎生徒指導の4視点（自己決定、自己存在感、共感的人間関係、安全・安心な風土の醸成）を意識した教育活動の展開

①特別活動の充実

★学級活動

- ・いじめを題材として取り上げ、いじめの未然防止や解決の方法等について話し合い、学級全体による集団決定や一人一人の自己決定を経て、いじめ防止へ向けた具体的な取組を実践する。
- ・話合いの議題の選定から司会までをすべての児童生徒に経験させ、いじめにつながるような学級の諸問題を自分たちで解決していくとする自発的・自治的な能力を育てる。

★児童会・生徒会活動

- ・アンケート結果などを基にして、児童生徒がいじめ問題を主体的に考え、自主的ないじめ防止につながるような取組を推進する。
- ・縦割りの話合い活動やピア・サポート活動等を取り入れ、よりよい人間関係作りを構築する。
- ・ぐんまの子ども「いじめ防止宣言」を受け、自校のいじめ防止スローガンやいじめ防止宣言を決定し、学校全体として統一した取組を進める。
- ・鬼石連携型小中一貫校として統一・連携した取組を行う。

★学校行事

- ・異年齢交流活動や校外における自然や文化などに親しむ集団活動を通して、互いを思いやったり、共に協力し合ったりするなどの人間関係を築く。
- ・全ての児童生徒が活躍できる場面をつくりだし、児童生徒の自己有用感を高めることで、いじめに向かわない児童生徒を育成する。

★部活動

- ・異年齢集団による自発的、自治的な活動を効果的に展開することを通して、リーダーシップやメンバーシップを意識させたり、役割分担の必要性に気付かせたりして、異年齢の他者ともよりよい人間関係を築くことができるようとする。

②環境づくり

★学校環境

- ・ぐんまの子ども「いじめ防止宣言」を掲示し、いじめ防止の気運の醸成を図る。
- ・学校行事や児童生徒会活動等で児童生徒が活躍した様子を掲示する。

★教室環境

- ・一人一人の児童生徒が学級に所属感をもてるような掲示物（学級旗等）を工夫する。
- ・いじめ防止ポスターや、いじめ防止標語等を学級で作成し、教室内に掲示する。

(2) 児童生徒の居場所づくり・絆づくりと自尊感情の育成

◎人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実

◎学力の保障（学ぶ楽しさ分かる授業の実施）

①人権教育の充実

★常時指導の充実

- ・人権教育の基盤をなす「常時指導」(常にお互いを大切にする指導)を授業や給食、清掃、休み時間等、児童生徒が学校で過ごす全ての場面において行い、互いのよさを認め合える温かい学級・学校の雰囲気づくりを進める。
- ・人権教育の全体計画や年間指導計画の活用、見直し・改善を通して、授業や学校行事等と人権教育との関連を図りながら指導する。

★教職員の人権感覚

- ・児童生徒一人一人の大切さを自覚し、かけがえのない一人の人間として接する教職員の姿勢そのものが、人権教育の最も大切な部分である。
- ・人権感覚を高め、不用意な言動でいじめを助長するようなないように配慮する。

②道徳教育の充実

★全校体制

- ・学校の教育活動全体で児童生徒の道徳性を育む。

★特別な教科 道徳

- ・規範意識、友情、思いやり、寛容、誠実、公正公平、親切、勇気など、いじめの未然防止に関連した様々な道徳的価値について児童生徒がじっくりと考えを深められるようにする。
- ・授業の中で、自己を振り返り、生き方についての考えを深め、道徳的実践力を育んでいく。

③学習指導の充実

★「学ぶ楽しさ分かる」授業

- ・「自己存在感を与える授業」「共感的人間関係を基盤とした授業」「自己決定の場を与える授業」という、児童生徒指導の4つの視点を活かした授業づくりに全教職員で取り組む。
- ・一つのことをやりきれる時間を保障し、学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・学習に遅れがちな児童生徒も活躍できる場を設ける。

★「信頼関係」のある授業

- ・児童生徒の発言やがんばり、よさを多面的に認める。
- ・児童生徒同士で認め合える場を設定する。

・授業中の正答以外の発言や、自分と異なる意見などについても、そこから学ぶ姿勢や態度を育てる。

(3) いじめを絶対に許さない学校風土の醸成

◎連携型小中一貫校における「いじめ防止活動」の実施

◎児童会・生徒会を中心とした子ども主体のいじめ防止活動の実施

①学校体制の充実

★教職員の見守る目

- ・日頃から児童生徒の学校生活の様子に3校の教職員が目を配り、よい表れやよい行動を積極的に認めたり、言葉に出して具体的な言葉をかけたりする。
- ・悩みや不安を抱える児童生徒には、共感的に関わり、自らの力で解決できるような助言や支援に努める。

★教職員同士の連携

- ・児童生徒の家庭環境や友人関係、生活の様子等の情報を共有し、組織的な指導、支援を行う。
- ・その日にあった個人や集団のよい取組や努力などを職員間で情報交換し、積極的に賞賛する。
- ・養護教諭やスクールカウンセラー、相談員等と情報を共有する。

②児童会・生徒会を中心とした活動

藤岡市全体で取り組んで大きな成果を上げている「いじめ問題解決に向けた子ども会議」で話し合われ、決定したことを基に、いじめ問題解決に向け児童会・生徒会が中心となって取り組む。

- ・「スマイルハイタッチあいさつ運動」
- ・「HAPPYはあとふるツリー運動」
- ・「藤岡市ネットいじめ防止行動目標アクション3」

2. いじめの早期発見に関すること

(1) いじめの実態把握(いじめを発見する手だて)

①教師と児童生徒との日常の交流をとおした発見

生活ノートにおけるかかわりやチャンス相談、休み時間や昼休み、放課後等の接する機会に、気になる様子に目を配る。

②複数の教員の目による発見

- 多くの教職員が様々な教育活動を通して児童生徒にかかわることにより、発見の機会を多くする。
- 教室から職員室へ戻る経路を時々変えたり、児童生徒のトイレを利用したりすることも、気になる場面の発見につながる。
- 休み時間、昼休み、放課後の校内巡回を計画的に行い、いじめ等の早期発見に努める。

③アンケート調査

- 悩み事を含めた「いじめに関するアンケート調査」を学校全体で計画的に取り組む。

※毎月、学年職員及びいじめ防止等の対策のための組織で結果を確認・分析する。

※アンケートは「記名式」だけではなく、「無記名式」も取り入れ現在起きているいじめに対応する。

④教育相談をとおした把握

- 定期的な面談の実施や、児童生徒が希望をする時には面談ができる体制を整える。
- 面談方法や面接結果について、スクールカウンセラー等から専門的な立場からの助言を得る。

⑤児童生徒会が主体となった取組

- 児童生徒会活動の中で、いじめ防止を訴え解決を図るような自発的・自治的な活動を支援する。

⑥学級内の人間関係の客観的な把握

- 学級内での人間関係のトラブルが潜在化し、いじめに発展しているケースもあるので、担任の思い込みを避けるために、教師の間の情報交換や各種調査による点検を行う。

⑦教職員の人権感覚の高揚

(2) 家庭及び地域との連携の強化

①学校の様子を積極的に発信

- 学校だよりやホームページを利用して、学校の様子を常に発信しておく。
- 保護者だけでなく、地域の自治会、健全育成団体、民生委員児童委員等とも児童生徒の様子を定期的に情報交換しておく。
- 保護者や地域の人がいじめにつながるような事案を学校に伝えることができるよう保護者や地域の方に挨拶を行うと共に、些細なことでも、児童生徒の様子で気になることがあった場合、学校に連絡をするように依頼しておく。
- 日頃から、いじめ問題に対する学校の考え方や取組を保護者や家庭に周知し、共通認識に立った上で、いじめの発見に協力を求めるとともに、保護者からの訴えに耳を傾ける。
- 保護者が子どもの変化を読み取れるよう「チェックポイント」などを知らせるとともに、いじめを発見した際の学校への連絡方法等を周知しておく。

②家庭・地域との連携

- 保護者や地域の人と児童生徒が一緒になっていじめ問題について話し合う機会を設けるなど、地域の力を使って、いじめを未然に防ぐ「地域の輪」をつくる。
- 地域ボランティアや高齢者との交流などを通して、児童生徒の自己有用感を高める。
- 日々の連携の積み重ねが、円滑で適切な「緊急時の連携」に結びつくことを理解できるようにする。

③関係機関との連携

- 警察等の関係機関とは、何か問題が起きてから連絡するのではなく、非行防止教室など未然防止の視点からも連携を図っておく。
- 学校と警察のパイプ役として学校をサポートする少年育成センターとの連携も行う。
- 教育分野のネットワークだけでなく、福祉分野や保健分野のネットワークも大切にする。

3. いじめへの対処に関するこ

(1) いじめの把握と解決に向けた具体的な対応

※いじめが起きた場合は、速やかにいじめ防止推進委員会を設置し、以下のように対処する。

- ①いじめ防止推進委員会の設置（事案に応じて柔軟に編成）
- ②いじめの情報（気になる情報）のキャッチ
- ③対応方針の決定・役割分担（情報の整理・対応方針・役割分担）
- ④事実の究明と支援・指導（いじめの状況、きっかけ等をじっくり聴き、事実に基づく指導を行う）

(2) 関係諸機関との連携の強化

- ①深刻ないじめの解決には、教育委員会、警察、児童相談所、医療機関等の連携が不可欠である。
- ②暴力や恐喝等を伴うようないじめについては、早急に警察との連携を図る。
- ③藤岡市教育委員会及び児童相談所や子ども課との連携を図り、指導助言をあおぐ。
- ④スクールサポーターによる再発防止教室の開催や、いじめ防止対策委員会への参加を依頼するなど、よりいっそうの連携を強化する。

(3) いじめの再発防止に向けた具体的な対応

- ①被害側に対して
 - ・被害児童及び保護者に対しては、担任を中心に支援を行う。
 - ・S Cによる、事後の児童の心のケアを行う。
 - ・必要に応じ、保護者への相談活動も依頼する。
- ②加害側に対して
 - ・加害児童及び保護者に対しては、担任を中心に、指導・助言を行う。
 - ・S Cを活用し、指導の際の助言を受けるとともに、必要に応じ、直接の注意・説諭等も実施する。
- ③学級及び周囲の児童に対して
 - ・はやし立てていた者や傍観者に、問題の重大性を受け止めさせるとともに、はやし立てていた者や傍観者の態度を被害者がどう感じていたかを考えさせる。
 - ・道徳・学活等の時間を使い、周囲の者はこれからどう行動したらよいかを考えさせるとともに、折にふれ、自分たちの取った行動に対して振り返りを行う時間をとる。
 - ・学級全員で被害児童・加害児童を見守り、共に向上していこうとする学級づくりに努める。

(4) 取組の評価・検証

学校は、いじめの防止等に向けた取組について学校評価を用いて検証し、その結果を教育委員会及び保護者・地域に公表する。

III. 重大事態への対処について

1. 重大事態とは

○いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

○いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※重大事態に該当するか否かについては、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断するとともに、いじめられた児童生徒や保護者からの申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応する。

2 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生したときは、藤岡市教育委員会に速やかに報告し、指導・助言を受ける。

3. 事実関係を明確にするための調査の実施

- (1) 事案が重大事態に至ると判断したときは、藤岡市教育委員会と連携を図りながら、いじめ防止対策委員会及び該当学年が主体となり、速やかに調査を実施する。

なお、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事案の発生防止に必ずしも十分な結果が得られないと、校長が判断したときは、教育委員会に調査を依頼する。

(2) 調査主体は、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、

- ①いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか
- ②いじめが発生した背景として、どのような問題があったか
- ③学校・教職員がどのように対応したか

等の事実関係を可能な限り、網羅的に明確にする。

この調査は、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図るために行う。

4 調査結果の提供及び報告

- (1) 学校は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る必要な情報を適切に提供するものとし、提供にあたっては児童生徒のプライバシー保護に配慮する等、適切な方法で提供する。
- (2) 学校は、調査の結果について、藤岡市教委育委員会に速やかに報告する。なお、いじめを受けた児童生徒または保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を受理し、当該文書を調査結果報告に添える。

5 関係機関との連携

- (1) いじめの原因の一つとして児童の家庭に児童虐待等があると疑われる場合には、児童相談所等の福祉機関に速やかに通報する。
- (2) 児童生徒に精神疾患等が認められる場合には、スクールカウンセラーの専門的見地からの助言を踏まえつつ、速やかに医療機関に相談する。
- (3) 児童生徒の行為が暴行や金銭の強要など犯罪行為として取り扱われる可能性がある場合は、被害児童生徒を守るとともに、被害の拡大を防止するため速やかに警察に相談・通報する。
- (4) 児童生徒の指導を継続的に行っても改善が見られず、他の児童生徒の学習の妨げになる場合には、教育委員会との連携のもと、必要な懲戒（校長による厳重注意、出席停止等）を行う。
- (5) 自殺事案が発生した場合には、群馬県こころの健康センターに「こころの緊急支援チーム」の派遣を要請する。

6 保護者・地域との連携

(1) いじめ対策緊急保護者会の開催

学校は、憶測や噂などの誤った情報で事態が混乱することを防止するため、藤岡市教委育委員会との連携・協力のもと、いじめ対策緊急保護者会などを開催し、個人情報に十分配慮した上で、事案の状況や学校の対応などについて説明する。

(2) P T Aとの連携

学校はP T A役員等に情報提供するなど、積極的にP T Aと連携し、必要に応じて協力を依頼する。

(3) 学校運営協議会等、関係諸機関との連携

学校は、学校運営協議会との連携を密にする中で、組織を有効に活用し民生委員・児童委員、区長会、P T A役員、地元警察、安全パトロール隊等の関係諸機関と積極的に連携し、地域での見守り、巡回などを依頼する。

IV. いじめ防止に関する年間計画（3校共通の取り組み）

- ◎ 年間を通して行うこと
 - ※学校行事・学級活動等をとおした人間関係づくり・自己有用感の高揚
 - ※P T Aによるあいさつ運動・小中連携あいさつ運動
- ◎ 毎月必ず行うこと
 - ※児童生徒へのアンケート実施・検討・対応
 - ※いじめ防止推進委員会の開催

月	具体的な取組内容	取組上の留意点
4 月	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止等の対策のための組織の設置 ○学級開き・人間関係づくり・学級のルールづくり ○いじめ防止に関する年間計画の共通理解 ○保護者への「いじめ防止基本方針」・相談窓口の周知 ○学年懇談会で「いじめ問題」の話し合いを実施 ○いじめに関するアンケートの実施（毎月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての教職員が学校基本方針を、共通理解する ・保護者、地域の方々にもいじめ防止等の取組について理解してもらえるよう、保護者会や、学校通信、Webページ等で周知を図る
5 月	<p>《春のいじめ防止強化月間》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○児童会・生徒会中心のいじめ防止活動の実施（いじめ意識アンケート、あいさつ運動等の実施） ○教育相談の実施（担任による二者面談、SCによる面談） ○校内研修「いじめ問題の学校の組織的対応の在り方」 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ意識アンケートを作成したり、集計したりする中で児童生徒に、いじめ問題は自分たちの問題であることを意識させる ・SCの活用
6 月	<ul style="list-style-type: none"> ○学校運営協議会による授業参観 ○前期人権学習週間 ※児童会・生徒会が中心となっての活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業を通した人間関係づくりの視点から授業公開を行う ・一貫校で連携した取り組みを行う
7 月	○学校評価の実施①	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の取組の振り返りや、保護者や地域からの評価の集計を行う
8 月	<ul style="list-style-type: none"> ○学校基本方針の見直しと12月までの取組について検討 ○校内研修「学校行事における人間関係づくりについて」 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価の結果を基に、取組全体の見直しや、今後の取組について検討を行い、夏休み以降の計画を修正
9 月	<ul style="list-style-type: none"> ○夏休み明けの教育相談の実施（担任と児童生徒で二者面談、必要に応じてSCを活用） 《藤岡市いじめ防止フォーラム開催》（実践意見交換） 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の実態把握を行い、いじめの未然防止や早期発見に役立たせる
10 月	<ul style="list-style-type: none"> ○学校運営協議会を中心とする「いじめ問題解決に向けた教育懇談会」実施 ○校内研修「事例研究」 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭・地域・学校が力を合わせていじめ問題解決に向けて取り組むための協議を学校運営協議会主体で実施 ・SC等を講師として生徒との関わり方の研修（ピア・サポート等）
11 月	<ul style="list-style-type: none"> ○学級活動「学級の諸問題の解決」 ○いじめ防止標語・ポスター作成の取組 	<ul style="list-style-type: none"> ・客観的データも活用し、児童生徒の学級の雰囲気や、自己肯定感等を把握し、生徒指導や学級経営に生かす
12 月	<p>《冬のいじめ防止強化月間》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○後期人権学習週間（人権意識啓発活動） ○児童会・生徒会が中心となつたいじめ防止活動の実施 ○市人権講演会への参加（教職員全員） ○学校評価の実施② 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒が互いの良さを認め合える温かい学級・学校の雰囲気づくり ・学校評価の結果を基に、取組全体の見直しや今後の取組について検討
1 月	○冬休み明けの教育相談の実施（担任と児童生徒で二者面談。必要に応じて、スクールカウンセラーを活用）	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の実態把握を行い、いじめの未然防止や早期発見に役立たせる
2 月	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ問題解決に向けた子ども会議参加（市教育委員会主催） ○学級活動「進級・卒業に向けて」 ○校内研修「重大事態への緊急対応の在り方について」 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ意識アンケートの結果について情報共有し、来年度の取組に生かせる子ども会議になるようにする
3 月	<ul style="list-style-type: none"> ○児童会・生徒会によるいじめ防止活動についての振り返り ○鬼石連携型小中一貫校での情報交換、指導引き継ぎ ○いじめ防止基本方針の見直しと来年度へ向けての検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度の取組についての検証と、来年度に向けての方針の検討

